

和図書及び和雑誌購入契約書（案）

香川県立図書館の和図書及び和雑誌の購入について、香川県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に下記条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 契約物品は、別紙「仕様書」に基づき、甲が発注する令和8年度香川県立図書館購入和図書及び和雑誌とする。

2 乙は、契約物品を当該物品の本体価格に ○○パーセントを乗じて得た額に、その額の100分の10に相当する額を加えた額をもって甲に納入するものとする。ただし、その額に円未満の端数が生じる場合は、各図書毎に四捨五入するものとする。

3 契約物品の納品に係る送料及び「仕様書」に定める見計らいに係る費用等本契約の履行に係る経費は、乙の負担とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第152条第2号により免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この

限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、規則第60条第3項に基づき、会計管理者が支払書を作成し、取引店に送付した時点で生ずるものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、乙が甲の書面による事前の承諾を得ずに、この契約から生じる金銭債権を第三者に譲渡し、その旨を甲に通知したときは、甲は任意に次の各号のいずれかの対応をすることができる。この場合において、甲は、当該債権につき一切免責されるものとする。

(1) 譲受人とされた者への弁済

(2) 供託所への供託

(物品の納入)

第6条 乙は、別紙の仕様書に基づき、第2条第1項の物品を納入しなければならない。

(物品の検収)

第7条 乙は、物品を納入するときは、その旨を甲に通知し、納品書を提出の上、甲の検収を受けなければならない。

2 甲は、物品を受領したときは、速やかに乙の立会の下に検収を行わなければならない。

3 乙は、前項の規定による検収に合格しない物品については、甲の指示する期限内にこれを補修し、又は取替えなければならない。この場合において、補修又は取替えによって生ずる損害は、全て乙の負担とする。

4 第1項及び第2項の規定は、物品の補修又は取替えが完了したときについて準用する。

(検収の費用の負担)

第8条 物品の持込み、検査場への運搬等に要する一切の費用及び検収によって変質し、変形し、又は消耗したものは、全て乙の負担とする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担責任)

第9条 物品の所有権は、検収に合格したときに、乙から甲に移転し、同時にその物品は、甲に引き渡されるものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由により生じたものを除き、全て乙の負担とする。

3 甲乙双方の責めに帰することができない事由により、第1項の規定により所有権が移転する前に物品が滅失し、又は損傷した場合には、甲は契約を解除することができる。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他経済情勢の激変等による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(請求書の提出)

第12条 乙は、検収に合格した物品について、毎月末に1か月間の納入数量に基づき、第2条に規定する代金の請求書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、正当な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に契約代金を支払わないときは、乙は、当該期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求

及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が仕様書の記載内容又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（暴力団等による不当要求行為の排除）

第14条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団関係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）その他不当要求行為（不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下同じ。）を行う全ての者（以下「暴力団等」という。）から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

（甲の契約解除権）

第15条 甲は、乙が第1号から第5号までのいずれかに該当するときは何らの催告を要せずに直ちに、第6号に該当するときは書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- （1）契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- （2）契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- （3）この契約に違反したとき。
- （4）正当な事由がなく甲の指示又は監督に従わないとき。
- （5）前各号のほか契約の義務を履行しないとき。

(6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、書面で乙に通知するとともに、既納部分で検収済のものがあるときは、その物品の引渡しを完了したものとみなし、当該部分に対する契約金額相当額を支払うものとする。ただし、分割して納入された部分では契約の目的を達し得ず、又は甲において支障があるときは、この限りでない。

（談合その他不正行為による契約解除）

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1

号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3） 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4） 乙（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（5） 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（違約金）

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額の10パーセントに相当する額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1） 第15条第1項又は前条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2） 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となったとき。

2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(乙の契約解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を甲に請求することができる。

(談合その他不正行為による損害賠償金)

第19条 乙は、この契約に関して、第16条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、この契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額の20パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第20条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(労働関係法令等の遵守)

第21条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の効力の遡及)

第24条 この契約は、契約締結日にかかわらず、令和8年4月1日から効力を有するものとする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲乙同意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

甲 香川県高松市林町2217-19

香 川 県

香川県立図書館長 市原 誠

乙